

仲裁の当事者の破産

小 梁 吉 章

1 問題意識

破産手続が開始された場合、破産者は原則としてその財産の管理処分権を失い、破産管財人が破産者の財産を管理し、処分することになる(破産法78条1項)。では、破産者が破産手続が開始される前に、売買などの契約の相手方とのあいだで仲裁の合意(仲裁法2条1項)をしていた場合、あるいは破産手続が開始される前に契約の相手方とのあいだで現に紛争が生じ、仲裁手続が開始されていた場合、破産手続が開始されて選任された破産管財人はこうした仲裁合意や仲裁手続をそのまま承継することになるのだろうか。

わが国の仲裁法には、破産手続などの法的整理手続について言及した規定は設けられていない。また、破産法には、破産手続の開始後に破産管財人が仲裁合意をする場合、裁判所の許可を要するという規定があるが(78条2項11号)⁽¹⁾、破産者が行った仲裁合意の破産手続の開始後の効果とか破産者が追行していた仲裁手続の破産手続開始後のあつかいについては規定は設けられていない。

わが国ではあまり仲裁は利用されていない。建設工事紛争⁽²⁾や国際商事仲裁などきわめて限られた分野では見られる程度である。このため仲裁合意や仲裁手続と法的整理の手続の競合について裁判例はとくにないようである。

(1) 同旨の規定として、民事再生法41条1項6号、会社更生法72条2項6号がある。

また、2002年をピークに法的整理と私的整理を合算した会社の倒産処理事件数は減少傾向にあり、仲裁と法的整理の手續競合という問題は差し迫って解決を求められることもないとも言えよう。しかし、それでも会社の倒産件数は毎年、1万数千件に及んでいる。また、仲裁法の制定やADR基本法の制定など裁判外の紛争解決の促進が図られている⁽³⁾。こうした流れに沿って、今後わが国で仲裁が利用されるようになれば、仲裁と法的整理という二つの手續が競合する事態も生じないとも限らない。標記の問題を検討する理由である。

2 検討の方法

本稿では、先行する諸研究を参考として⁽⁴⁾、仲裁と法的整理という手續競合の問題を競合する時期によって五つに分けて検討している⁽⁵⁾。

まず、法的整理手續が開始された債務者がその後、仲裁の合意をすることができるかという問題、すなわち倒産債務者の仲裁合意能力を取り上げた（項目3）。次に、法的整理手續が仲裁手續に先行する場合として、仲裁合意

(2) 司法制度改革本部のもとに置かれた仲裁検討会第2回会議（2002年3月11日）に中央建設工事紛争審査会事務局の紛争調整官から提出された「仲裁合意の承継について」と題する資料に「請負人が破産宣告を受けたため、その破産管財人が発注者に対し請負残代金支払請求を行った事例」（昭和62年（仲）第5号事件）が報告されている。1985年6月27日に発注者と請負人の間に仲裁合意が成立（請負契約締結と同時に）、翌年2月末に工事完成・引渡し、請負代金の一部支払いがあったあと、同年4月28日請負人が破産宣告を受け、同年10月1日、破産者である請負人と破産管財人が連名で中央建設工事紛争審査会に申し立て、1990年10月2日に仲裁判断が出された。破産管財人が仲裁合意を承継すること自体は争点にはならなかった。

(3) 事業再生ADRによる債務整理と仲裁が競合することも考えられる。事業再生ADRによる債務整理は、法的整理ではなく、また債務者は財産の管理処分権を失うわけではないから、本稿でいう仲裁と法的整理の競合という問題は生じない。

をしていた当事者について法的整理手続が開始された場合にも仲裁合意は依然として有効かという問題(項目4)と仲裁合意をしていた当事者について法的整理手続が開始されたあとに仲裁を申し立て、仲裁廷による仲裁判断が出された場合、この判断は当事者に対して効力があるかという問題を検討した(項目5)。さらに今度は反対に仲裁手続が先行していて、そのあとで当事者について法的整理手続が開始された場合に、仲裁廷の権限は依然として有効かという問題(項目6)と仲裁廷が仲裁判断を出したあとに法的整理手続が開始された場合、仲裁判断には効力があるかという問題を検討した(項目7)。

倒産処理法は倒産債権の発生の原因が手続の開始の前にあるか後にあるかによってあつかいを分けているから⁽⁶⁾、仲裁と法的整理の競合についても競合時期によって分けることは妥当と思われる。なお、本稿ではわが国の法的整理手続のうち破産手続を中心に取り上げている。民事再生法、会社更生法の規定を適宜付記することとする。

外国では仲裁と法的整理の手続の競合は決して例外的ではないようであ

- (4) 先行する研究として、P. Ancel, Arbitrage et procédures collectives, *Rev.arb.*, 1983, p. 255 et aussi, Arbitrage et procédures collectives après la loi du 25 janvier 1985, *Rev. arb.*, 1987, p. 127, Ph. Fouchard, Arbitrage et faillite, *Rev.arb.*, 1998, p. 471, 福永有利「仲裁契約当事者の破産と仲裁契約の効力」『倒産法研究』(信山社, 2004) 254頁(初出は広島法学 10巻3号49頁, 1987年), 松下淳一「倒産法制と仲裁(1)～(4)」JCAジャーナル 41巻(1994年)4号11頁, 5号14頁, 6号30頁, 7号15頁, 貝瀬幸雄「仲裁契約当事者の破産」松浦馨=青山善充編著『現代仲裁法の論点』(有斐閣, 1998) 189頁がある。
- (5) フィシャル教授は仲裁合意と法的整理手続の先後で分けられ、松下教授は仲裁合意、仲裁手続の開始と法的整理手続の開始の時期によって分けられている。福永教授は法的整理手続開始後の仲裁契約の効力、係属中の仲裁手続への影響と仲裁判断への影響に分けられている。
- (6) 破産法は、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権を「破産債権」としている(2条5項)。民事再生法 84条, 会社更生法 2条 8項を参照。

る⁽⁷⁾。手続の競合の問題についてドイツ⁽⁸⁾やアメリカ⁽⁹⁾の事例は紹介されているが、フランスの破産院にもこの問題についての判決例は少なくない⁽¹⁰⁾。フランスでは、仲裁法(民事訴訟法 1442 条～1507 条)にも現行の法的整理に関する商法典第 6 編にも手続の競合について特段の規定はなく、判例がこの問題について理論を形成している。この点、法律に規定のないわが国と事情は同じであり、フランスの事例を紹介することも無益ではないと思われる。

3 倒産債務者の仲裁合意能力

まず、法的整理手続に入った債務者がそのあとで仲裁合意をすることができるか、という問題である。この問題についてすでに 1983 年の論文でアン

(7) 1998 年の論文ではあるが、フシャル教授は国際商業会議所国際仲裁裁判所が 1989 年から 1994 年に取り扱った仲裁事件 500 件のなかで倒産処理が関係した事件は 27 件、また 1994 年現在係属中の 770 の仲裁事件のうち、30 件が倒産処理とかかわりがあるとされている (Ph. Fouchard, *op. cit.*, p. 472)。ここでイギリスについて説明すると、同国の倒産処理法は仲裁合意をした債務者について法的整理手続が開始された場合について、仲裁合意のある契約を双方未履行の双務契約として処理している。イギリス仲裁法の 1996 年の改正のさいに 1986 年支払不能法(倒産処理法)が改正され、債務者が仲裁の合意をした後、法的整理手続が開始され、管財人 (*trustee*) が仲裁合意のある契約の履行を選択した場合は仲裁合意は有効であるが、契約を解除し、仲裁合意の対象の事項が法的整理手続との関係で解決を要する場合は、管財人または仲裁合意の相手方は裁判所に仲裁による解決を命じるよう申し立てることができる(管財人が申し立てる場合には債権者委員会の承認を要す)(349A 条)。

(8) 福永教授はドイツの判例学説を紹介されている(福永・前掲 268 頁)。

(9) 前掲の松下教授論文および貝瀬教授論文は、アメリカの学説を紹介されている。小杉弁護士はご自身があつかわれた事件とフォトクローム事件を紹介されている(小杉丈夫「国際訴訟の実務について」平成元年度秋季弁護士研修講座第五講 199 頁)。岩崎教授もフォトクローム事件を紹介されている(岩崎一生「仲裁手続と破産手続の国際的競合」際商 20 巻(1992 年) 9 号 1141 頁)。

(10) 貝瀬教授は、すでに本稿の⑨と⑩事件を紹介されている(貝瀬・前掲 193 頁)。

セル教授は、法的整理手続が開始された債務者は管財人の同意を得るか、または管財人が代理することによってのみ財産の管理処分をすることができるのであるから、倒産債務者は単独では仲裁の合意をすることができないとされた⁽¹¹⁾。この論文が書かれた当時のフランスの法的整理手続は、1967年倒産法に基づく裁判上の整理手続と財産の清算手続であるが、これらはおおむねわが国の再生手続または更生手続と破産手続に対応する手続である。

わが国仲裁法は、仲裁合意が「当事者が和解をすることができる紛争を対象とする場合に限り」有効であるとしている(13条1項)。また、破産法は、手続の開始後は破産財団に属する財産について破産者は管理処分権を喪失し、破産管財人に管理処分権が専属すると規定している(78条1項)。したがってフランス法のもとのフシャル教授の意見と同様に、原則として破産者は仲裁合意をすることができないことになる。ただし、破産財団に属さない自由財産や新得財産については破産者も管理処分権を失わないから、これらの財産に関する紛争については破産者であっても仲裁の合意をすることができよう。また、破産とは破産者の財産の清算手続であって破産者の人格には関係しないから、破産者に一身専属する事項についての紛争についても破産者は仲裁の合意をすることができよう。たとえば仲裁法が明示的に除いている離婚・離縁以外の家族関係事件や名誉毀損に伴う慰謝料の請求などが考えられる。再生手続と更生手続の場合はどうだろうか。再生手続では管理命令が発せられた再生債務者と更生会社については、破産者と同様に考えることができるが(民事再生法66条、会社更生法72条)、破産手続と違って、再生手続と更生手続では債務者の財産によって財団が形成されないので、この場合の再生債務者・更生会社には自由財産というものがなく、仲裁の合意の能力はいっさい認められないことになり、管財人が裁判所の許可を得て仲

(11) P. Ancel, *Arbitrage et procédures collectives*, *Rev. arb.*, 1983, p. 258. アンセル教授は、仲裁の合意ではないが倒産債務者が単独で行った倒産財団に属する不動産の売却を無効とした例(Cass. comm., 8 mars 1977)を挙げ、仲裁の合意も同様であるとしている。

裁合意をすることになる (民事再生法 41 条 1 項 6 号, 会社更生法 72 条 2 項 6 号)。一方, DIP 型の再生手続の場合は再生債務者は財産の管理処分権を失わないので, 仲裁の合意をすることもできるが, 再生債務者は公平誠実義務を負い (民事再生法 38 条 2 項), 仲裁合意をするためには裁判所の許可を得なければならない (同 41 条 1 項 6 号)。

4 仲裁合意の当事者の法的整理手続開始

次に, 仲裁合意をしていた当事者について法的整理手続が開始された場合, 仲裁合意は依然として有効かという問題を検討する。破産管財人は破産者の仲裁合意のある契約をそのまま承継し, 仲裁合意に拘束されるのか, すなわち仮に契約の履行をめぐる紛争が生じたならば, 破産管財人は裁判ではなく, 仲裁によって紛争を解決しなければならないか, という問題である。

イギリス法がこれを双方未履行の双務契約と性質決定していることは脚注のとおりである。フランスの判例も一貫してこれを双方未履行の双務契約として解決している⁽¹²⁾。つまり法的整理手続が開始されて, 裁判所から選任された管財人は仲裁条項のある契約について履行するか解除するかの選択権を持ち, 履行を選択した場合には, 仲裁の合意は引き続き有効であり, 管財人は債務者の仲裁合意を承継し, 紛争の解決を裁判所ではなく, 仲裁廷にゆだねることになる。

(12) わが国では小山教授が紛争が生じる前には破産管財人は仲裁合意がある契約を破産法の規定 (現在は 53 条, 旧法では 59 条) により, 解除するかしらないかとされており, フランス判例と同様の意見を述べられている (小山昇『仲裁法 (新版)』(有斐閣, 1983) 166 頁)。福永教授は, 破産者の仲裁契約 (仲裁合意) が有効であるとすると破産管財人が否認権を行使した場合, 否認の訴えは仲裁ではなく, 裁判手続によることになるとして, 難点があるとされている (福永・前掲 282 頁)。この点についての筆者の意見は末尾の総括に記した。

(1) フランスの判例

① 破毀院 1982年7月19日商事部判決

事案の概要：

SEMIP社(買主)は、デュカール社(売主)と建設機材の継続的売買契約を結んだ。両社は契約に関する管轄の裁判所をダンケルク商事裁判所とするが、当事者のあいだに紛争が生じたときはまずは仲裁によって解決をすることを取り決めた。

その後、売主のデュカール社についてコルベイユ商事裁判所が1967年倒産法に基づく裁判上の整理手続⁽¹³⁾の開始を決定し、裁判所が選任した管財人は1967年倒産法38条⁽¹⁴⁾に基づいて、SEMIP社との契約の履行を選択した。デュカール社は契約を履行したが、SEMIP社が代金を支払わなかったため、デュカール社の管財人は倒産裁判所(コルベイユ商事裁判所)にSEMIP社を相手とする商品代金の支払いを求める訴えを提起した。これに対してSEMIP社は仲裁の抗弁を提出した。コルベイユ商事裁判所は判決でデュカール社の管財人の請求を認容した(仲裁廷ではなく、裁判所の管轄とした)ので、

(13) 1967年7月13日倒産法は、裁判上の整理手続(*règlement judiciaire*)と財産の清算手続(*liquidation de biens*)の二つの手続を設けた。前者は再建型倒産処理であり、後者は清算型である。手続の申立権は債務者と債権者の両方にあり、申立人は整理、清算のいずれかの手続を選択して、申し立てた(この点は1985年倒産法が再建を先行させることとしたことと対照的である)。裁判上の整理手続または財産の清算手続は裁判所の決定により開始され、裁判所が主任裁判官(*juge-commissaire*)と管財人(*syndic*)を選任した。

(14) 1967年倒産法38条は「裁判上の整理手続または財産の清算手続に際して、管財人は相手方に対して約束した給付を行い、継続する契約の履行を請求することができる」(1項)、「管財人が契約の履行を継続する権限を行使しないならば、その不行使は損害賠償請求権を生じ、その金額は相手方の利益として倒産債務者の債務に計上される」(2項前段)と規定した。この規定は表現は変更されたが、1985年倒産法37条(商法典への編纂後L621-28条)に継承され、さらに2005年倒産法(商法典)L622-13条、2008年12月18日の倒産法改正後は、商法典L622-13条第II項となった。わが国破産法53条、民事再生法49条、会社更生法61条に対応する。

SEMIP 社が控訴した。原審 (パリ控訴審 1980 年 10 月 16 日判決) は、控訴を棄却したため、SEMIP 社が上告した。

判決要旨：原判決破毀・差戻し

原判決は、管財人が未履行の双務契約の履行を選択し、その結果として商品を提供したが、この紛争には裁判上の整理手続が法的な影響を与えているので、この紛争の解決は倒産裁判所の権限の範囲内にあり、仲裁廷あるいは他の裁判所に権限はないとしたが、紛争は手続開始前に締結された契約にかかわるものであり、原判決には十分な理由がない。

また、原判決は (整理手続の開始によって形成された) 「債権者の団体には商人の資格がないから、有効な仲裁契約を結ぶ権限がないので、裁判上の整理手続が係属しているあいだは、債権者の団体はデユカール社の仲裁合意には拘束されない」としたが、管財人が倒産債務者の契約の履行を選択したときは、当該契約に付帯するすべての権利義務を承継することになるので、この点で原判決は相当ではない。

② 破毀院 1984 年 1 月 10 日商事部判決

事案の概要：

フルロ社は、ファッション・ブランドとして知られるクレージュ社とのあいだで同社のブランドを利用して生産販売するためのライセンス契約を結んだ。この契約には仲裁条項があった。その後フルロ社が契約の履行について問題を起こしたので、1981 年 5 月 27 日にクレージュ社は書面でライセンス契約条件を遵守するようにフルロ社に警告し、再度契約に違反するならば契約を破棄することも辞さないと事前通告した。それから 2 週間後の 6 月 10 日になってフルロ社について裁判上の整理手続が開始され、管財人が選任された。

その 2 日後の同月 12 日、クレージュ社は契約を解除すると通知し、さら

に同月26日に改めて文書でその旨を確認した。

一方、同年7月17日、フルロ社の管財人は1967年倒産法38条に基づいてクレージュ社に対してライセンス契約を継続して履行する旨を通知し、併せて、倒産裁判所にクレージュ社を相手として、詐害的な契約解除を理由とする損害賠償の請求の訴えを提起した。これに対してクレージュ社は仲裁の抗弁を提出した。

第一審の判決内容は不詳であるが、原審(グルノーブル控訴院1982年10月19日判決)は、仲裁の妨訴抗弁を容れて、フルロ社の管財人の請求を棄却したので、同人が上告した。

判決要旨：上告棄却

上告人(フルロ社管財人)は、クレージュ社が契約を解除したのはフルロ社の整理手続開始決定後であること、双方未履行双務契約の履行の選択は裁判上の整理手続の効果であるとして、手続開始後の紛争の管轄は仲裁廷にではなく、裁判所にあると主張するが、管財人自ら契約の履行を選択したのであるから、管財人も倒産債務者(フルロ社)と同様に契約の全条件を遵守する義務があり、紛争解決は仲裁手続によらなければならない。

③ 破毀院1985年2月12日商事部判決

事案の概要：

EMFC社とTAG社の二社は共同でHFI社を設立した。1975年10月17日に、EMFC社は自社の所有するHFI社の株式をTAG社に譲渡する、その代わりにTAG社はEMFC社に27万ギルダーを支払うという内容の契約をEMFC社とHFI社のあいだで結んだ。この契約には仲裁条項があった。

ところがTAG社が代金を支払わなかったため⁽¹⁵⁾、1978年6月2日、EMFC社はHFI社とTAG社の両社を相手として株式譲渡代金の支払いを求める訴えを裁判所に提起した。これにTAG社は仲裁の抗弁を提出すること

46- 仲裁の当事者の破産（小梁）

で応じた。その後同年10月5日、HFI社について財産の清算手続が開始され、管財人が選任された。管財人が契約の継続を選択したか否か、破毀院判決には明示されていない。

原審（パリ控訴院1983年5月31日判決）は、財産の清算手続が開始された債務者は、主任裁判官の許可がない限り和解することはできないこと、債権者の団体を代表する管財人が倒産債務者が締結した契約を履行するとき、および債務者の事業を継続するときに限って債権者の団体は商行為を行うことはできるが、債権者の団体自体は商人ではないから、仲裁合意能力はないこと、債権者の団体には倒産債務者の仲裁合意を遵守する義務はないこと、仲裁合意は財産の清算手続の開始前にHFI社が行ったものであるが、EMFC社は清算手続開始前に訴訟を提起していること、以上を挙げて仲裁の抗弁を排し、裁判所の裁判管轄を認めた。

判決要旨：原判決破毀（差し戻していない）

仲裁の合意は財産の清算手続開始前に行われており、原判決はこの事情が及ばず法的関係を無視して判断しており、妥当でない。

④ 破毀院1986年2月4日商事部判決

事案の概要：

スル社（売主）とアンリ社（買主）は、仲裁条項のある家畜飼料の継続的売買契約を締結した。その後、アンリ社の代金支払いが遅延したので、スル社は代金支払い用の小切手が届かない限り、商品を納入せず、契約を解除する旨をアンリ社に通知した。その同じ日にアンリ社について裁判上の整理手

-
- (15) 正確には、EMFC社の株式譲渡に対して、TAG有限会社が代金を支払うこととされていたが、TAG有限会社とは別法人のTAG株式会社が代金支払を代わって行うことになっていた。この点は仲裁・倒産処理とは直接関係がないので、TAG社として一括りにした。

続が開始され、管財人が選任された。管財人は手続の開始によってスル社の契約解除の通知は無効になったとして、1967年倒産法38条に基づいて契約の履行を選択し、倒産裁判所にスル社を相手として家畜飼料の供給を求める訴えを提起した。一方、スル社はこの裁判において仲裁の抗弁を提出した。

原審(レンヌ控訴院1984年7月11日判決)は、仲裁の抗弁を容れず、請求を認容したために、スル社が上告した。

判決要旨：原判決破毀・差戻し

管財人が双方未履行の双務契約の履行を選択したときは、管財人は契約に付帯した権利義務をすべて承継する。原判決は「裁判上の整理手続が係属した裁判所が関係するすべての手続をあつかうことになり、仲裁条項もこれを排除することはできない」⁽¹⁶⁾としたが、法律の適用に誤りがある。

⑤ 破毀院2003年3月4日商事部判決

事案の概要：

1985年7月1日、アメリカのニューモニクス社(売主)はフランスのアンガリス社(買主)と仲裁条項のある独占的販売契約を結んだ。1995年4月3日になってアンガリス社は裁判上の更生手続⁽¹⁷⁾の開始を申し立て、同日、ニューモニクス社の子会社のニューモニクス・ヨーロッパ社がこの独占販売契約の破棄を通知したあとになって、裁判上の更生手続が開始された。

手続の開始後、ニューモニクス社側が商品の供給を停止したため、アンガリ

(16) 1967年7月13日倒産法に続いて立法化された1967年9月23日倒産規則(規則番号67-1120)112条は、「裁判上の更生手続または財産の清算手続の係属した裁判所は、1967年7月13日法および本規則に従って、裁判上の更生手続、財産の清算手続、個人破産その他の制裁に関するすべての事由について権限を有する」と規定した。原判決はこの規定を前提としている。1967年倒産規則112条は、その後の倒産法の変更に伴い、1985年12月27日倒産規則(規則番号85-1388)174条に継承され、現行の倒産規則(商法典規則)R662-12条として存続している。

ス社の更生手続管理人⁽¹⁸⁾は、ニュモニクス社とニュモニクス・ヨーロッパ社の両社を相手として倒産裁判所に損害賠償請求の訴えを提起した。更生手続管理人は契約の履行を選択していない。

第一審は仲裁条項の存在を理由に請求を却下し、原審（パリ控訴院 1999 年 3 月 31 日判決）も控訴を棄却したので、アンガリス社の更生手続管理人が上告した。

判決要旨：原判決破毀

上告人（アンガリス社の更生手続管理人）は、倒産裁判所は裁判上の更生手続・清算手続に関するすべての事項に管轄権を有すると規定する 1985 年倒産規則の 174 条に基づいて、倒産裁判所に訴えを提起したのであり、本件紛争は仲裁条項の対象外である。裁判上の更生手続の開始後は、双方未履行の双務契約について更生手続管理人に選択権を与えているが、上告人はこれによらず、ニュモニクス社の契約違反を主張しているのであるから、原判決には誤りがある。

(17) 1967 年 7 月 13 日倒産法は、1985 年 1 月 25 日倒産法（その後商法典第 6 編に再編）によって抜本改正された。1985 年倒産法は、裁判上の更生手続 (*redressement judiciaire*) と裁判上の清算手続 (*liquidation judiciaire*) の二つの手続を設けた。手続の申立権は債務者と債権者の双方にあるが、申立人は裁判所に裁判上の更生手続を申し立て、再建が不能と判明すると裁判所が職権で清算手続へ移行するとした。この点は 1967 年倒産法と異なるが、1994 年改正では当初から更生の見込みがない場合は、裁判上の更生手続を経ずに、直接裁判上の清算手続を申し立てることも認めた。裁判上の更生手続では 1967 年倒産法の裁判上の整理手続と同じく主任裁判官 (*juge-commissaire*) が選任されるが、それまでの一人の管財人に代わって、更生手続管理人 (*administrateur*) と債権者代表 (*représentant de créanciers*) が選任され、管財人の機能が分化された。清算手続では、従来同様に主任裁判官と一人の清算人 (*liquidateur*) が選任された。

(18) わが国の会社更生手続では、更生管財人が債務者の財産管理と債権者の利益の代表を兼ねるが、フランス倒産法上は 1985 年に従来の管財人 (*syndic*) を債権者代表と管理人に分解したので、更生管財人ではなく「管理人」としている。

⑥ 破毀院 2004 年 1 月 14 日商事部判決⁽¹⁹⁾

事案の概要：

コンビニエンス・ストアのフランチャイザーであるプロディム社は、1998年8月3日にエボリス社とフランチャイズ契約を結んだ。契約には仲裁条項があった。プロディム社は関係会社のロジディス社を通じてエボリス社に商品を購入していたが、エボリス社がプロディム社への代金の支払いを怠った。このときは両社のあいだで和解が成立したが、結局、エボリス社は和解条件を守ることができなかつたので、2000年2月18日にプロディム社は契約を解除した。その後同年4月28日、エボリス社について1985年倒産法に基づく裁判上の清算手続の開始が決定され、清算人が選任された。清算人は契約の履行を選択していない。

清算人はプロディム社を相手として詐害的支援⁽²⁰⁾を理由とする損害賠償の請求の訴えを提起し、これに対してプロディム社が仲裁の抗弁を提出した。

原審（アミアン控訴院 2002 年 3 月 29 日）は、仲裁の抗弁を容れず、請求

(19) 本事件については評釈がある。A. Lienhard, *Compétence du tribunal de la procédure en présence d'une clause d'arbitrage*, D. 2004, p. 278.

(20) 詐害的支援の法理 (*soutien abusif*) は判例が形成した法理である。本事件ではこの法理を事業法人に適用しているが、本来金融機関の融資責任を問う法理である。フランス倒産法は、支払停止を手続開始原因としており、金融機関が極端な貸しはがしをすれば金融機関の責任が問われる (*retrait abusif de crédit*)。さらにフランス倒産法は貸しはがしの責任を問うだけでなく、融資を継続した金融機関についても責任を問うことがある点で特異である。破毀院 1974 年 10 月 9 日商事部判決は、地方信用金庫が「過大かつ慎重を欠いた」融資を継続し、債務者を延命させ、負債を「異常に増加させた」として損害賠償を請求した事件で破毀院は損害賠償は認めなかったが、倒産処理手続で金融機関の届出債権を認めなかった。その後、破毀院 1976 年 1 月 7 日商事部判決は、管財人が金融機関に債務者の負債金額相当の損害賠償を請求し、破毀院がこれを認めた。これが詐害的支援の法理の始まりとされている。この法理は事業の再建に不可欠なニューマネーの提供には逆効果であるため、従来から金融界の反対の声が強く、2005 年倒産法では、ニューマネー提供者の金融機関については詐害性が無い限り、この法理を適用しないことを明らかにした。

を認容した。プロデyim社は、控訴審が仲裁条項に明白な無効があるかどうかを判断することなく、仲裁人には権限がないとしたのは仲裁法に違反するものであり、倒産裁判所の権限は法的整理手続の範囲に限られると主張して、上告した。

判決要旨：上告棄却

清算人は仲裁条項のある契約の当事者ではなく、契約の仲裁条項はプロデyim社の許害的支援に関する紛争には及ばない。清算人は総債権者の利益に責任を負うのであるから、原判決は相当である。

(2) 小括

フランス倒産法は、法的整理手続の管財人等に継続中の契約の履行を求める権限を認めており、フランスの判例も管財人等が仲裁合意のある契約の履行を選択するか、解除するかによって判断を分けている。同種の規定はわが国の倒産処理法にもあるから、フランスの判例はわが国にも参考になろう。

①、②、④の事件はいずれも仲裁条項のある継続的契約について管財人等が契約の履行を選択した場合である。破毀院は「管財人が倒産債務者の契約の履行を選択したときは、当該契約に付帯するすべての権利義務を承継する」（①事件）として、仲裁条項も有効であると判示している⁽²¹⁾。③の事件では、管財人が契約の履行を選択したか否かは判決からは明らかでないが、原判決の理由からは管財人が履行の選択をしたものと考えることができる。これらの事件では仲裁の妨訴抗弁を容れている。すなわち法的整理手続の管財人等は、倒産債務者の仲裁合意を承継しており、仲裁の抗弁が有効なのである。

これに対して、⑤、⑥の事件では、債務者の法的整理手続が開始されたあ

(21) フシャール教授は、事例としてこの場合がもっとも多く、仲裁の合意は倒産債務者を拘束し、仲裁合意は債権者、管財人などの倒産手続の機関および事業譲渡した場合の譲受人にも対抗できるとされる（Ph. Fouchard, *op. cit.*, p. 486）。

と、管財人等が契約の履行の選択をしていない。また、契約の相手方が一方的に契約を解除しており、管財人等は一方的な契約解除による損害賠償を求める訴えを裁判所に提起している。破産院は、この場合「清算人は仲裁条項のある契約の当事者ではない」(⑤事件)として、損害賠償請求の訴えについて通常裁判所に管轄があり、仲裁廷には権限がないとし、⑥事件も同様である。相手方が一方的に仲裁合意のある契約を解除しても管財人等が仲裁合意のある契約の履行を選択した場合には、仲裁の合意は維持されるが、管財人等が仲裁条項のある契約の履行を選択しない場合には仲裁の合意は無効となるのであって、仲裁の合意の有効・無効は法的整理手続における管財人等の選択如何によって決定されることになる。

5 法的整理手続開始後の仲裁の申立て

わが国破産法は、破産手続が開始された後は債権者は原則として破産手続によらなければ、破産債権を行使することができないとしている(100条1項)。破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続が係属しているときに、破産手続開始の決定があった場合には、訴訟手続は中断し(同44条1項)、破産管財人は破産財団に関しない訴訟を受継することができ(同2項)⁽²²⁾、破産財団に関する訴訟である場合には、訴訟手続は中断したあと、債権者は破産債権を届け出て、破産債権の調査・確定の手続が行われることとされている。債権の調査・確定の手続では、破産管財人や他の破産債権者による異議等がなければ届出債権がそのまま確定し、異議等があれば破産債権の査定や査定決定に対する異議の訴えに移行する。

法的整理手続と訴訟が競合する場合には、いずれも国家の権力である裁判

(22) 破産債権の調査確定の手続に移り、破産手続の開始決定によって中断した訴訟が受継されなかった場合には、中断した訴訟は自然に終了する。

権の作用であるから、両者の手続の一定の調整が可能といえようが、仲裁手続は国家の裁判権とは無縁であるから、仲裁手続は法的整理手続と無関係に進行する可能性があり、また裁判所には仲裁廷を拘束する権限はなく、破産法にも仲裁法にも当事者による仲裁の申立てを禁じる規定はない。フランスの現行倒産法も「法的整理の開始決定はすべての債権者による債務者に対する金銭の支払いを命じる裁判上の行為を禁じ、停止させる」（商法典 L622-21 条 1 項）とし⁽²³⁾、倒産債権の調査・確定の手続を定めているが、仲裁の申立てや仲裁廷の手続遂行について明示の規定はない⁽²⁴⁾。

では、法的整理手続が先行して開始されているときに、仲裁手続の申立てがあり、仲裁廷が仲裁判断を出した場合、この仲裁判断には効力があるのか、仲裁判断に対して不服のある当事者はその取消しを裁判所に求めることができるのか、この問題について判例を見ることにしよう。

⑦ 破毀院 1980 年 11 月 4 日商事部判決

事案の概要：

複数のホテルを所有する RHF 社は、1973 年 5 月と 6 月に SOGEM 社と仲裁条項のあるホテル・マネージメント契約を結んだ。その後 1975 年 4 月 9 日に、RHF 社が一方向的に契約の解除を通知した。同年 10 月 15 日と 28 日に

(23) 1967 年倒産法 35 条 1 項は「裁判上の更生手続または財産の清算手続の開始決定は、債務者の支払停止前に原因がある債権が債務者の所有する動産または不動産について特別の先取特権、質権、抵当権によって担保されていない債権者による当該目的物に対する個別の追求を禁じる」と規定した。1985 年倒産法 47 条（その後商法典 L621-40 条に再編）は「手続開始決定は、手続開始前に原因があり、債務者に金銭の支払を求める、または金銭の支払がないことを理由に契約の解除を求める債権者の側からのすべての司法上の行為を中断しまたは禁じる。また前記債権者による動産・不動産に対するすべての執行手続を中断しまたは禁じる」と規定した。2005 年倒産法（商法典第 6 編）L622-21 条はこれを継承している。

(24) ジャクモン教授は、訴訟の中断には当然仲裁を含むとしている（A. Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, 5e éd., Litec, 2007, p. 211）。

SOGEM社は、RHF社に対して違約金として90万フランの支払いを求めて仲裁を申し立てることを通知した。ただし仲裁手続が開始されないまま、同年11月17日になって、RHF社について裁判上の整理手続が開始された。この法的整理手続において、SOGEM社は違約金請求権の90万フランを倒産債権として届け出たが、RHF社の整理手続の管財人は90万フランの債権を認めなかった。翌年1976年5月25日、SOGEM社はRHF社を相手として仲裁を申し立て、仲裁手続が開始された。同年11月10日、仲裁廷は請求額を減額して、RHF社に対してSOGEM社に違約金として36万フランを支払うように命じる仲裁判断を言い渡した。そこでRHF社側が仲裁判断の取消しの控訴を提起した。

原審(エクサンプロバンス控訴院1978年10月24日判決)は、SOGEM社の債権はRHF社の裁判上の整理手続開始前に原因のある債権であり、手続開始後の個別手続の禁止の対象であり、法的整理の債権調査の手続に服するとして、仲裁判断を取り消した。SOGEM社が上告した。

判決要旨：原判決破毀・差戻し

SOGEM社は契約の一方的解除に伴う損害の賠償を求めて仲裁を申し立てているのであって、損害賠償金額の支払いについては法的整理手続における債権調査に服するとしても、契約の解除の詐害性の判断は債権調査に服するものではないので、原判決に誤りがある。

⑧ 破毀院1988年3月8日民事第一部判決⁽²⁵⁾

事案の概要：

サウジ・アラビアにおける建設工事のために、ティネ社は同社のサウジ現地法人(元請け)のためにSRS社(下請け)と工事下請契約を結び、その後、ティネ社とSRS社のあいだで代金の支払いをめぐる紛争が生じた。そして1980年1月29日にSRS社について裁判上の整理手続が開始され、1982年4

月 20 日に財産の清算手続に移行した。その後、清算人とのあいだで仲裁の合意がなされ、仲裁手続が申し立てられた。

SRS 社の裁判上の整理手続における倒産債権の調査・確定手続にあたって、パリ商事裁判所は 1983 年 2 月 28 日、ティネ社の SRS 社に対する一般倒産債権として 2 千 7 百万フランを認めたが、その後の 1984 年 6 月 19 日に、仲裁廷は、SRS 社に対して 1 千 1 百万フランをティネ社に支払うように命じる仲裁判断を言い渡した。

SRS 社の清算人は、パリ控訴院にこの仲裁判断の取消しの控訴を提起した。

原審（パリ控訴院 1986 年 1 月 31 日判決）は、仲裁判断が裁判上の整理手続のあいだの個別手続の禁止を無視したことは公序違反であるとして、仲裁判断を取り消した。ティネ社は、手続外での優先的な弁済を認めた仲裁判断が取り消されると、裁判上の整理手続におけるわずかな弁済に甘んじなければならぬので、上告した。

判決要旨：上告棄却

裁判上の整理手続の開始後、個別の手続が禁じられるのは国際公序である。原判決は、仲裁廷が商事裁判所の認定した金額を変更した点を問題としているのではなく、仲裁手続を中断することなく、仲裁廷が SRS 社に支払いを命じたことを問題としたのであり、原判決は相当である⁽²⁵⁾。

(25) Cass. 1er civ., 8 mars 1988, *Rev. arb.*, 1989, p. 473, note:p. Ancel. アンセル教授は、上告人（ティネ社）はいろいろな上告理由を挙げたが、破毀院は公序違反だけで理由として充分と判断したと評し、また本判決で初めて、破毀院は法的整理手続が開始された場合の個別手続禁止が公序であると明らかにしたとしている。

⑨ 破産院 1992年2月4日民事第一部判決

事案の概要：

1977年9月13日、フランスのサレト社はモロッコのSBBM社にカサブランカ・マラケシュ地区における独占販売権を与える契約を締結した。契約には仲裁条項があった。それから7年余り後の1985年3月8日になって、サレト社はモロッコの他社に独占販売権を与えた旨をSBBM社に一方向的に通知した。同年6月21日にサレト社について裁判上の整理手続が開始され、その後1986年2月7日にSBBM社は契約の仲裁条項に従って、国際商業会議所国際仲裁裁判所にモロッコにおける独占販売権の有効性の確認を求める仲裁を申し立て、その後同年10月16日に契約の不当解除に伴う損害賠償の請求を追加した。

一方、サレト社の整理手続においては、1987年3月27日に債権者とのあいだで和議協定が成立し、1967年倒産法74条3項⁽²⁷⁾に従って、サレト社は

(26) 本件に類似した事件について国際商業会議所国際仲裁裁判所の仲裁判断(CCI No. 6697, 26 décembre 1990, *Rev. arb.*, 1992, p. 135, note:P. Ancel) が公表されている。ケベックのカンピオール社(売主)とルクセンブルグのカサ社(買主)が1974年に化学薬品の継続的売買契約を結び、1987年にカサ社についてルクセンブルグ倒産法に基づく裁判上の整理手続(*gestion contrôlée*)が開始された。カンピオール社は代金の回収のリスクを考慮してカサ社に代金支払債務について銀行保証を要求し、1989年11月10日、カサ社側は国際商業会議所国際仲裁裁判所に担保の要求について仲裁による解決を求めた。仲裁廷は原則として判断権限はあると考えるが、倒産処理手続にある会社に担保の提供を求めることは、ルクセンブルグの公序に反するとして、カンピオール社の請求を認めなかった。

(27) 1967年倒産法第5章は、和議による裁判上の整理手続または財産の清算手続の終結を規定した。債務者が和議協定案を提示し、金額で2/3以上、出席者の過半数の債権者の賛成で和議協定は成立し、裁判所の認可を受けることを要した。74条は和議協定は全債権者を拘束する(1項)、和議協定に規定がない限り、債権者は従前の抵当権の順位を維持する(2項)旨を規定し、その3項は「和議協定についての認可が確定したときは、債務者は放棄した財産および清算手続で処分された財産を除き、その財産についての管理処分権を回復する」と規定した。

財産の管理処分権を回復した。

1988年9月9日に仲裁廷は、サレト社が不当に契約を解除したのであるから、損害賠償として1千6百万フランを支払うように命じる仲裁判断を言い渡した。

サレト社側がこの仲裁判断の取消しを求めてパリ控訴院に控訴したが、原審（パリ控訴院1990年1月6日判決）はこれを棄却した。サレト社が上告した。

判決要旨：原判決破毀・差戻し

原判決は、仲裁判断が言い渡された時点ですでに和議協定が成立し、サレト社は財産の管理処分権を回復していたので、仲裁判断は有効であるとしたが、SBBM社の請求権は裁判上の整理手続の開始前に原因があるものであって、これは整理手続に服するものである。原判決には誤りがある。（したがって国際商業会議所の仲裁判断は無効となる）

⑩ 破毀院1999年5月19日民事第二部判決

事案の概要：

フランシンコム社（その後、シンテル社に改称）とA氏が仲裁条項のある契約を締結した。その後、A氏について1985年倒産法に基づく裁判上の更生手続が開始され、更生手続管理人が選任された。その後、シンテル社とA氏のあいだで契約の解除をめぐる紛争が生じ（シンテル社が解除したものとされる）、仲裁により解決することとして、A氏の更生手続管理人はB氏を仲裁人に選任、シンテル社もC氏を仲裁人に選任した。さらに1993年10月1日、B氏が仲裁法1444条⁽²⁸⁾に基づいて商事裁判所の長に第三仲裁人の選任を申し立て、同日、D氏が選任された。

仲裁廷における審理が数回行われ、その途中でA氏側が仲裁の期限の延長を求め⁽²⁹⁾、仲裁廷はこれを認めた。これに不満を持ったシンテル社は、第三

仲裁人の選任命令の撤回を商事裁判所の長に申し立てた⁽³⁰⁾。裁判所の長がこの申立てを棄却したので、シンテル社が控訴したが、原判決（バルサイユ控訴院 1995年5月18日判決）はこれを棄却した。そこでシンテル社は、第三仲裁人の選任手続は非対審手続のルケート（*requête*）ではなく、対審手続のレフェレ（*référé*）で行わなければならないのであるから、商事裁判所の長の行った第三仲裁人の選任には手続上の瑕疵があり、同社は仲裁手続の当初から仲裁人の選任に異議を述べてきたのだから、その後審理に出頭したことはこの瑕疵を治癒するものでない、と主張し上告した。

判決要旨：上告棄却

仲裁法によれば、第三仲裁人の選任手続は非対審手続で行うことが認められている。また、シンテル社は仲裁の期限の延長について仲裁手続においては異議を述べておらず、最後の段階になって第三仲裁人の選任命令の撤回を求めることは妥当ではない。

-
- (28) フランス仲裁法（民事訴訟法）1444条は「紛争が生じた場合、当事者の一方の行為により、または規定された選出方法による選定過程において、仲裁廷の構成が困難となったときは、大審裁判所の長が仲裁人を選定する」と規定する。本事件では商事裁判所の長が選任した。わが国仲裁法17条に対応する。
- (29) フランス仲裁法（民事訴訟法）1456条は「仲裁契約において期間を定めなかったときは、仲裁人の職務は、最後の仲裁人がこれを受諾した日から起算して6ヶ月間とする」として仲裁の期限を設けている。
- (30) フランス仲裁法（民事訴訟法）1457条は、1444条による仲裁人の選任については「一方の当事者または仲裁廷の申し立てにより、裁判所の長が命令により決定し、その命令（オールドナンス）に対しては救済手続をとることができない」が「ただし、当該長がこの選定について1444条3項に規定する理由（仲裁条項が明らかに無効であるか、または仲裁廷を構成するには充分でないとき）のいずれかにあたるとしたときは、その限りではない」と規定しているので、シンテル社は裁判所の長にこの判断を求めたものと考えられる。

⑪ 破産院 2004 年 6 月 2 日商事部判決 (事件番号 02-13940)⁽³¹⁾

事案の概要：

1998 年 11 月 20 日、重機メーカーのアルストム・パワーターボ社は、GTF 社およびゴサン社等と仲裁条項のある合弁会社設立契約を結んだ。ただし、GTF 社は翌年この契約から脱退した。その後、2001 年 2 月 13 日に、ゴサン社の子会社であるアンデュストリ社とクッティング社の二社についてベルフオール商事裁判所において 1985 年倒産法に基づく裁判上の更生手続の開始が決定され、さらに同年 4 月 3 日にはゴサン社についても裁判上の更生手続の開始が決定され、これら 3 社に共通の更生手続管理人と債権者代表が選任された。

同年 9 月 26 日、アルストム社はゴサン社の代金の未払金額を確定させるために、自ら仲裁人を選任したうえで、ゴサン社に仲裁人の選任を求めた。しかしゴサン社側が仲裁人を選任しなかったので、アルストム社はパリ商事裁判所の長にゴサン社側の仲裁人の選任を申し立てたが、同年 11 月 28 日、同裁判所の長はこの申し立てを棄却する決定をした。

そこでアルストム社は商事裁判所の長の棄却決定の破棄と仲裁人の選任を求めて、パリ控訴院に控訴した。原審 (パリ控訴院 2002 年 2 月 13 日判決)⁽³²⁾ は、仲裁合意は裁判上の更生手続の開始前に行われているので、仲裁合意は有効であるとして、商事裁判所の長の棄却決定を破棄し、ゴサン社に対して

(31) 破産院商事部判決番号 02-13940 号と 02-18700 号は同日に行われている。前者はゴサン社対アルストム社、後者はアンデュストリ社・クッティング社対アルストム社である。

(32) Paris, 13 février 2002, *Rev. arb.*, 2003, p. 132, note: Ph. Fouchard. フシヤール教授の批判は、破産院が原判決を破産する前に発表されたものであるが、⑪事件のパリ控訴院の原判決は仲裁の合意 (仲裁契約) が法的整理手続開始前に結ばれているので有効としているが、債権調査手続との関係を明らかにしていないと批判し、⑫事件のプザンソン控訴院判決に賛意を表している。破産院の判決はフシヤール教授の批判どおりとなった。

判決送達後1か月以内に仲裁人を選任するように命じた。そこでゴサン社側が上告した。

判決要旨：原判決破毀（差し戻していない）

原判決は、仲裁廷にはその権限の範囲と有効性について判断する権限（コンペテンツ・コンペテンツ）があるから、1985年倒産法47条（脚注23を参照）が手続開始後の個別手続を禁止し、債権者に債権の確定を裁判上の整理手続のなかで行うことを義務づけていても、仲裁条項には対抗できないと判断したが、法的整理手続の開始後は、債権の原因が手続開始前からの債権者による仲裁の申立てを禁じているので、原判決には前記条文の適用についての誤りがある。

⑫ 破毀院2004年6月2日商事部判決（事件番号02-18700）

事案の概要：

事案の経緯は⑪の事件と共通であるが、本件はアルストム社とアンデュストリ社・クティング社間の紛争である。

アルストム社が、アンデュストリ社とクティング社の両社の裁判上の更生手続において債権届けを行ったところ、両社の更生手続管理人から異議が出され、債権調査手続においてアルストム社は、ゴサン社等の結んだ仲裁条項のある契約はアンデュストリ社とクティング社にも及ぶのであるから、両社に対する債権については仲裁廷に判断権限があると主張したが、倒産裁判所はこれを認めなかった。そこでアルストム社が控訴した。

原審（ブザンソン控訴院2002年6月4日判決）⁽³³⁾は、本件については倒産裁判所に権限がなく、仲裁廷が判断する事項であるとして、倒産裁判所の判断を覆した。そこで今度はアンデュストリー社側が上告した。

(33) Paris, 13 février 2002, *Rev. arb.*, 2003, p. 134, note: Ph. Fouchard.

判決要旨：上告棄却

裁判上の更生手続が開始され、仲裁手続が開始されていない場合、倒産裁判所における債権調査で異議が述べられ、それに対して仲裁の抗弁が提出されたときは、倒産裁判所は債権届けの形式的な適正性を確認するだけであって、仲裁条項が明らかに無効または適用されない限りは、実体については権限がない。原判決は、相当である⁽³⁴⁾。

⑬ 破産院 2006 年 7 月 4 日民事第一部判決⁽³⁵⁾

事案の概要：

前記の⑥事件と同じく、フランチャイザーのプロディム社が当事者となった事件である。

商法典 L330-3 条は、非事業者とフランチャイズ契約を締結するフランチャイザーに事前の説明義務を課している。プロディム社はこの規定に基づいてコンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約を希望した A 夫妻に契約内容を説明し、1998 年 2 月 20 日に仮契約を締結した⁽³⁶⁾。そして翌月 3 月 5 日には両者間で、仲裁条項のある本契約を締結した。

その後、1999 年 3 月 1 日になって A 氏について、また同年 9 月 17 日には A 夫人について 1985 年倒産法に基づく裁判上の清算手続が開始され、両方の手続について共通の清算人が選任された。

1999 年 12 月 24 日、清算人はプロディム社に本契約締結前の説明義務違反

(34) ジャクモン教授は、この場合には仲裁廷が仲裁合意の有効性と範囲について判断することになるとする (A. Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté*, 5e éd., Litec, 2007, p. 261)。コンペテンツ・コンペテンツの対象であるからであろう。

(35) Cass., 1er civ., 4 juillet 2006, *D.*, 2006, p. 1985, note: X. Delpech.

(36) 商法典 L330-3 条 4 項は、フランチャイズ契約などの商号・商標の使用許諾の契約にあたっては、事前の説明と契約案文の提供から本契約の締結までに 20 日以上の間をおくことを要求しているの、本件では事前説明は仮契約以前に行われたものと推測される。

があるとして同社に対して損害賠償を請求する訴えをストラスブール大審裁判所に提起し、これに対して被告プロディム社は仲裁の抗弁を提出した。

第一審(ストラスブール大審裁判所2002年5月16日判決)は、契約時点でA夫人には商人の資格がなかったのでA夫妻の兩人について仲裁条項は無効であり、また清算人は本契約が締結される前の説明義務違反を理由として損害賠償を請求しているので、仲裁条項のある契約とは関係がないとして、プロディム社の仲裁の抗弁を容れず、プロディム社に20万ユーロ超の支払いを命じた。プロディム社が控訴したが、原審(コルマル控訴院2005年3月1日判決)は控訴を棄却した。そこでプロディム社が上告した。

判決要旨：原判決破毀・差戻し

原判決の理由は仲裁条項の効力を排除するには充分ではなく、仲裁廷の権限については仲裁廷自身が判断すべきであるから(コンペテンツ・コンペテンツ)、原判決は妥当でない。

(なお、差戻後のコルマル控訴院2008年10月9日判決は、ストラスブール大審裁判所2002年5月16日判決を破棄し、仲裁条項があるので通常裁判所に管轄がないと判示した)

(2) 小括

以上の事件では、管財人等は仲裁合意のある契約について契約の履行を選択していない。これらの事件は、契約から生じた紛争の解決を仲裁で行うべきか、法的整理手続の中で解決するべきか、が争われている。換言すれば、仲裁の合意が法的整理手続開始後も引き続き有効か、有効であるとして仲裁判断が出された場合に当事者を拘束するか、ということである。

⑦の事件では、債務者が契約を一方的に解除したあとに法的整理手続が開始され、契約の相手方が仲裁を申し立て、倒産債務者に違約金の支払いを命じる仲裁判断が出ている。原判決は、契約の不当解除による損害賠償請求権

は倒産債権なので法的整理手続に服するとしたが、破産院は、倒産債権の調査・確定は法的整理手続のなかで行われるが、債権自体の存否は仲裁廷の判断によるとした。本事件では、法的整理手続の開始後、仲裁手続が中断されていないが、仲裁廷が認定した違約金債権は配当の対象としてあつかわれることになり、法的整理手続において処理されるので仲裁判断の効果を認めたものと思われる。

一方、⑧の事件で破産院は、法的整理手続の開始により仲裁手続は中断するとしており、一見すると⑦の事件と平仄が合わないようである。⑧の事件では法的整理が開始されたあとに、仲裁の合意がなされ、しかも商事裁判所が一般倒産債権として2万7千フランを認定・確定したあとになって、仲裁廷が1万1千フランの支払いを命じているから、仲裁廷の命じた債権は法的整理手続に服さない結果になる。恣意的に仲裁を遅延させることで法的整理手続外での優先的な債権回収を認めることになりかねないので、この場合には仲裁判断を取り消さざるを得ないのであろう。次の⑨の事件も⑧の事件と同様と考えることができよう。すでに強制和議によって債務者と債権者の和議協定が成立しているのに、仲裁廷がこれと別に倒産債務者に支払いを命じる仲裁判断を出せば、仲裁の相手方は優先的に債権を回収する結果となる。法的整理手続を逃れる手段として仲裁が利用されることにもなりかねない。

⑩の事件では、法的整理手続の開始後に仲裁を申し立てたのは倒産債務者の管財人である。商法典 L622-21 条1項は契約の相手方による裁判上の行為を禁じているのであって、倒産法でも仲裁法でも管財人による仲裁の申立てを禁じる規定はない。

一方、アルストム社が当事者となった二つの事件のうち、⑪の事件では仲裁手続によらず倒産裁判所における債権調査によると判示しているのに対して、⑫の事件では紛争の解決に裁判所は権限がなく、仲裁廷に判断を任せるとしており、ここにも矛盾があるように見えなくもない。しかし、⑪の事件で問題となっているのは、手続開始前の未払い代金である。未払いであるこ

とについて当事者に異論はないようで、そうすると未払い債権の確定が残るだけである。一方、⑫の事件では、倒産債権の金額が問題となっているのではなく仲裁条項が法的整理手続に入った債務者に及ぶかという点が争われている。前期の⑦の事件と同様に、⑫の争点も倒産債権の金額ではなく、債権の存否である。⑪と⑫の両事件は同じ日に判決が出され、破毀院は速やかにインターネット上に判決を公開した。クレ教授は、両事件が相互に補完関係にあり、その間に矛盾はないとしており⁽³⁷⁾、リエナール編集委員は、倒産裁判所の権限が重視されることから、下級審では仲裁合意を法的整理に劣後させる判断が見られるが、これを立て直したものと評している⁽³⁸⁾。

⑬の事件も倒産債権の金額が問題となっているのではなく、契約の当事者間の責任の存否が争われている。破毀院はこの場合、仲裁廷の権限は仲裁廷が判断するというコンペテンツ・コンペテンツの法理⁽³⁹⁾によることとした。

6 仲裁手続中の当事者の法的整理手続開始

次に、前記とは反対に、仲裁手続が先行しており、その後当事者について法的整理手続が開始された場合について裁判例を見ることにしよう。

(1) フランスの判例

⑭ 破毀院 1981年6月23日商事部判決

事案の概要：

ジュルノー氏とロワール家畜飼料会社が契約を結んだ。その後、両者間に

(37) Th. Clay, Arbitrage et modes alternatifs de règlement des litiges, *D.* 2004, p. 3184.

(38) Cass., com., 14 janvier 2004 (02-13940 et 02-18700), *D.* 2004, p. 278, note: A. Lienhard.

(39) フランス仲裁法(民事訴訟法)は「仲裁人の面前において、一方の当事者が仲裁人の管轄権の基礎または範囲を争うときは、当該仲裁人が自らの授権の効力または範囲につき決定する」と規定する(1466条)。

紛争が生じ、仲裁手続が開始され、1977年12月12日になって、ロワール社について裁判上の整理手続が開始され、管財人が選任された。一方、1978年6月6日に仲裁廷はジュルノー氏に対してロワール社への金銭の支払いを命じる仲裁判断を言い渡した。ジュルノー氏は、ロワール社の管財人は仲裁手続に参与していないとして、パリ控訴院に仲裁判断の取消しの控訴⁽⁴⁰⁾を提起した。

原審（パリ控訴院1979年5月29日判決）は民事訴訟法の「債務者の管理処分権の喪失を招く裁判上の整理手続または財産の清算手続の開始により、裁判手続は中断する」（369条）と「手続の中断後に行われた行為と既判力のある判決は、中断が規定された者の利益のための当事者によって明示的または黙示的に確認されなければ無効である」（372条）の規定にしたがって仲裁判断取消しの控訴を棄却した。ジュルノー氏が上告した。

判決要旨：上告棄却

原判決は、法的整理手続の開始によって倒産財団の利益のために訴訟は中断するが、管財人は倒産財団の名において中断後に言い渡された判決を認めることができ、仲裁判断についても同様であるとし、管財人は控訴審でこの仲裁判断を認めているので、原判決の判断は相当である。

(40) 現行フランス仲裁法（民事訴訟法）は、仲裁判断に対する控訴（1482条）と仲裁判断の取消しの訴え（1483条）の二つの救済手段を認めている。1482条は「仲裁判断に対しては、当事者が仲裁契約において控訴を放棄しない限り、控訴することができる。ただし、仲裁人が友誼的仲裁人として判断する権限を有する場合には、当事者が仲裁契約において明示的に控訴の権利を留保しない限り、仲裁判断に対し控訴することはできない」と規定し、1483条で「前条においてなされた区分に従い、当事者が控訴を放棄しなかったとき、または仲裁契約においてその権利を明示的に保留したときは、仲裁判断の変更または取消しを求める控訴手続のみ認められる」と規定している。いずれも管轄は控訴院である（1486条）。イギリス仲裁法67条も仲裁判断自体に対する控訴を認めている。わが国仲裁法は仲裁判断を一番・最終としており、仲裁判断の控訴の規定はないが、仲裁判断の取消しの訴えは認めている（仲裁法44条）。

⑮ 破毀院 1987年5月19日商事部判決

事案の概要：

クレメール社(売主)は、ソバル社(買主)と全国穀物貿易組合の書式を使って、穀物の売買契約を結んだ。売買契約の書式には、所有権留保条項と仲裁条項(パリ仲裁会議所での仲裁)があった。さらに両社間で取り交わされた個別の書面のなかに仲裁廷の仲裁判断を最終のものとし、控訴を認めない旨が記されていた。フランス仲裁法はわが国仲裁法と異なり、仲裁判断に不満がある場合には控訴院への控訴を認めているが、控訴権を放棄することも認めている(同1482条)。

ソバル社が販売代金を支払わなかったため、クレメール社がパリ仲裁会議所に仲裁を申し立てたが、仲裁手続が開始されたあとになってソバル社について裁判上の整理手続が開始され、管財人が選任された(その後、清算手続に移行し、管財人がそのまま清算人となった)。

1983年12月21日、パリ仲裁会議所の仲裁廷は、クレメール社の申立てを容れ、ソバル社にクレメール社が販売した物品の引渡しを命じる仲裁判断を行った。このためソバル社の管財人がこの仲裁判断の取消しの訴えをパリ控訴院に提起したが、原審(パリ控訴院1985年6月7日判決)は請求を棄却した。このため、管財人は、仲裁判断を最終とする旨は取引明細書に記述されていただけであること、法的整理手続に関しては倒産裁判所がすべての権限を有すること(脚注16を参照)を主張して上告した。

判決要旨：上告棄却

当事者間には仲裁の合意があり、上告人の主張は理由がない。クレメール社の物品の引渡しを求める仲裁の申立ては、法的整理手続から生じた手続ではなく、倒産裁判所にはこの紛争の解決にいかなる影響も及ぼすことができないとした原判決は相当である。

⑯ 破毀院 1991 年 2 月 5 日民事第一部判決

事案の概要：

1986 年 5 月 6 日、フランスのエマ社はスイスのアルミラ社と新作映画「最後のイメージ」の全世界上映権を与える契約を結んだ。その後、両社のあいだに紛争が生じ、仲裁条項に基づき、1986 年 8 月 7 日にエマ社は契約の無効または解除の確認を求めて、フランス映画人調停仲裁協会に仲裁を申し立てた。同協会の仲裁規則には、当事者の仲裁廷への最初の出頭から 6 か月以内に仲裁判断を出すこと、同協会仲裁廷は（善と衡平に基づく）友誼的仲裁人として判断することが規定されていた。当事者は 1987 年 3 月 16 日に仲裁廷に出頭し、アルミラ社は契約解除に伴う損害賠償請求を申し立てた。

仲裁手続が開始されたあと、1987 年 6 月 18 日にエマ社について裁判上の更生手続が開始され、翌月 6 日には裁判上の清算手続に移行し、清算人が選任された。同年 10 月 6 日、清算人は係属していた仲裁を受継することをアルミラ社等に通知した。

当初設定された仲裁の期限をとうに過ぎた同年 10 月 19 日になってようやく仲裁廷は当事者双方に契約遵守の義務があったとして、契約の解除を確認する仲裁判断を行い、アルミラ社の損害賠償の請求を棄却した。

これに対してアルミラ社が仲裁判断の取消しの控訴を提起したが、原審（パリ控訴院 1989 年 2 月 16 日判決）は控訴を棄却した。アルミラ社は、仲裁廷がエマ社の更生手続の開始によって仲裁手続を同社の債権届けまでのあいだ中断しただけでなく、清算人によって手続が受継されたときから再度 6 ヶ月の期間を設定し、これを控訴審が認めたことは法律違反であり、これは仲裁廷が友誼的仲裁人の場合にも認められないと主張して上告した⁽⁴¹⁾。

判決要旨：上告棄却

法的整理手続における個別手続の中断、債務者の管理处分権の喪失および訴訟の中断は国内公序、国際公序であり、フランス法に準拠しないで国内で

行われる仲裁であっても妥当する。仲裁廷が期限を決定するにあたって、エマ社の清算人による手続の受継を考慮したことは相当である。

⑰ 破産院 2009年5月6日民事第一部⁽⁴²⁾

事案の概要：

フランスのリオン商会(買主)は、エジプトのインコム社(売主)とグラニュー糖の国際物品売買契約を結んだ。同契約には、当事者間に紛争が生じた場合にはロンドンに所在する精糖協会⁽⁴³⁾における仲裁によって解決する旨の仲裁条項があった。

その後、インコム社が2001年10月5日に精糖協会に仲裁を申し立てた⁽⁴⁴⁾。2003年5月20日になってリオン商会について裁判上の更生手続が開始され、更生手続管理人と債権者代表が選任された。この時点では仲裁判断は出されていない。リオン商会についての更生手続開始の事実とその後の進展状況はすべてインコム社の代理人であるスローターアンドメイ法律事務所を通じて仲裁廷に通知されていた。

更生手続においてインコム社は、商品販売代金の未払分について債権を届け出た。その後、2003年7月1日、リオン社の手続は裁判上の更生手続から

(41) 1985年倒産法48条(商法典L621-41条)は、「係属中の訴訟は、債権者が債権届けを行うまで中断する。債権者代表または更生手続管理人が適法に受継を求められたときに、債権の調査・異議手続と金額の確定についてのみ再開される」と規定した。2005年倒産法(商法典)L622-22条は同旨。

(42) Cass. 1er civ., 6 mai 2009, D., 2009, p. 1422, note: X. Delpech.

(43) Refined Sugar Association. イギリスと国際市場における正常な白糖取引の規則作成のために1891年に創設され、現在は紛争解決機能を有する。同協会の勧める仲裁条項は、ロンドンを仲裁地とし、当事者間に合意がなく、かつ同協会の仲裁規則に規定がない事項については、イギリス仲裁法によるとされ、また国際物品売買契約については、(ウィーン統一売買法上約条約ではなく)イギリス法準拠を勧めている。

(44) 同協会仲裁規則は、当事者がまず相手方に仲裁申立ての意思があることを通知し、それからまる7日経過した後、同協会に仲裁を申し立てることを規定している(2条)。

清算手続に移行し、債権者代表がそのまま清算人に選任された。

精糖協会の仲裁廷は、更生手続開始後もインコム社と債権者代表に仲裁手続の進展状況を連絡していたが、債権者代表側は「特段主張することはない」と答えた。

2004年2月9日、仲裁廷はリオン商会に対してインコム社への支払いを命じる仲裁判断を言い渡し⁽⁴⁵⁾、その後、インコム社の申立てにより、裁判所がこの仲裁判断についての執行許可の決定⁽⁴⁶⁾を出した。2006年2月20日になって、リオン商会の債権者代表から清算人になった者が執行決定に対して控訴したが、2007年11月8日、パリ控訴院はこの控訴を棄却した。

控訴院の棄却判決に対して清算人は、第一に、仲裁判断の執行決定の裁判で清算人には主張の機会が与えられなかったので、控訴院の棄却判決には対審原則違反がある、第二に、控訴審は更生手続の進行中、仲裁手続の進行状況を債権者代表（その後清算人になった）に連絡していたから、更生手続管理人が出頭できない場合には債権者代表がその旨を仲裁廷に知らせるべきであったとしているが、債権者代表は仲裁廷に対しては権限がなく、控訴審の判決には法律の適用違反がある、第三に、債権者代表が「特段の主張はない」と答えたことについて控訴審は禁反言法理（*estoppel*）を適用しているが、債権者代表は仲裁廷から適正な方式で呼び出しを受けていないし、仲裁廷も対

(45) 判決には明記されていないが、フランス仲裁法（民事訴訟法）は国際仲裁について大審裁判所の裁判官による執行命令の制度を設け（1500条）、また、国内仲裁では執行命令についての控訴は認められていないが、国際仲裁の場合にはこれを認めている（1501条）。

(46) 仲裁判断に執行力を付与するには、裁判所の手続を要する。わが国仲裁法は「仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをすることができる」（46条1項）と定めるが、フランス仲裁法（民事訴訟法）「仲裁判断は、そのなされた管轄区域の大審裁判所により発せられる執行許可の決定によってのみ、強制執行することができる。執行許可は、裁判所の執行裁判官により命じられる」（1477条前段）と規定する。

審原則を守っていない、第四に、裁判上の更生手続の開始決定のときに係属する訴訟は、債権者が債権届けを行うまで中断され、債権者代表や管理人が適法に受継を求められたときに、債権調査と異議の手続、金額の確定のためにのみ再開されるのであって、倒産処理法上の個別手続の中断は国内でも国際的にも公序原則であるから、仲裁判断には仲裁法(民事訴訟法)1502条5号の公序違反があると主張した。

判決要旨：原判決破毀，執行決定の請求の棄却

上告人(債権者代表・清算人)の主張の第一点については、清算人は裁判手続について十分な通知を受けており、意図的に欠席したもので、後になって手続の過誤を主張するものであり、理由がない。

第二の主張については、リオン商会の防御の継続性を維持するために、インコム社の代理人は更生管理人への書信の宛先を債権者代表としたのであって、清算人に選任されたあとも仲裁手続に関するすべての連絡が清算人に送られ、さらに仲裁廷は清算人に回答を求めているのであるから、清算人による仲裁手続の違法性の主張には理由がない。

第三についても清算人の主張には理由がない。

しかし、第四点については訴訟などの個別手続の中断は国際公序であり、清算人が受継したときにも、債権調査と確定のためにのみ再開されるだけであるから、原判決には仲裁法(民事訴訟法)1502条⁽⁴⁷⁾違反がある。

(2) 小括

⑭の事件は、仲裁手続が係属しているときに、当事者について法的整理が開始され、仲裁判断は、この倒産債務者の契約の相手方に対する債権を認め

(47) フランス仲裁法(民事訴訟法)1502条は「仲裁判断の承認または執行を拒否する決定に対する控訴は、次の場合에만、提起することができる」として、その5号で「仲裁判断の承認または執行が国際公序に反するとき」を規定する。

たものである。この債権は倒産財団を構成するものであり、倒産財団にかかわる訴訟や仲裁は法的整理手続の開始により中断するとしても、倒産財団の利益のために清算人は訴訟の判決と同様には仲裁判断を確認することができるとした。

⑮の事件は、法的整理手続における動産売買に伴う特別の先取特権の行使であると考えられることができる（フランス民法典 2102 条 4 号）。フランス倒産法は担保債権者に別除権を認めておらず、わが国の会社更生法の構成担保権に類似したあつかいとし、特別の先取特権のある債権について優先弁済権を認めている⁽⁴⁸⁾。

⑯の事件で破産院は仲裁判断を認めた結果となっているが、本事件の仲裁判断は契約の相手方の損害賠償請求を認めておらず、そもそも倒産債権が生じていないことになる。この場合には倒産債権の金額の確定といった手続を要しないので、仲裁廷の権限が認められることになる。

⑰の事件は、仲裁手続が先行しているが、前掲の⑩の事件と同様に未払い金債権の存在については当事者間に争いが無い。この場合には金額の調査確定は法的整理手続によることになる。

7 仲裁判断提示後の法的整理手続

仲裁の合意をしていた当事者のあいだに紛争が生じ、現に仲裁手続が申し立てられ、仲裁廷が構成され、仲裁判断が出された後になって、当事者の一方について法的整理手続が開始された場合について、とくにフランスの判例があるわけではない。現在の 2008 年改正後のフランス倒産法は「法的整理の開始決定の公表以降、その債権が開始決定前に生じたすべての債権者は、被用者を除き、債権者代表に債権を届け出る」（商法典 L622-24）と規定して

(48) 取戻権については、現行の倒産法（商法典）L624-16 条、特別の先取特権の行使については同 L626022 条を参照。

おり、仲裁判断を名義として債権者は債権として届け出ることになろう。わが国破産法においても同様に、仲裁判断の内容に従って債権届けを行い(破産法117条1項)、執行決定(民事執行法22条6号の2)があればその旨を記載することになろう(破産規則32条2項3号)。

8 総括

ここまで検討し、小括として整理した事項を要約すると以下のようになる。

仲裁の合意をしていた当事者について法的整理手続が開始された場合、法的整理手続における管財人等が仲裁合意のある契約の履行を選択したときには、仲裁合意は有効であり、当事者が当該契約から生じた紛争を訴訟で解決しようとしたときは、仲裁の妨訴抗弁が機能する。しかし仲裁合意のある契約について管財人等が履行を選択しなかった場合には、仲裁合意は無効となり、紛争があれば法的整理手続のなかで解決が図られる。法的整理手続が開始されたあとに、倒産債権にかかわる紛争を解決するための訴訟の提起が禁じられることと同様に、仲裁合意があっても仲裁を申し立てることは禁じられ、紛争の権利関係の債権の有無、金額は法的整理手続における倒産債権確定の手続によって決められることになる。一方、紛争が倒産債権にかかわるものでない場合には、法的整理手続における債権確定手続の対象にならないから、仲裁合意が有効であれば仲裁手続によって解決される。これとは反対に仲裁手続が進行しているときに、当事者について法的整理手続が開始された場合にも同様となる。

わが国倒産処理法でも破産手続において、破産管財人が破産財団を構成する破産者の財産の管理処分権を得るのは、破産者の利益を図るためだけでなく、「総債権者の公平な満足を実現するため、善良な管理者の注意をもって、破産財団をめぐる利害関係を調整しながら適切に配当の基礎となる破産

財団を形成」⁽⁴⁹⁾するためであり、破産管財人は破産者の代理人でもなければ包括承継人でもない⁽⁵⁰⁾。また、清算型の法的整理手続ではもとより、関係者の合意を必要とする再建型の手続であってもいったん再建計画が確定すれば計画に反対した関係者も、その意思にかかわらず、計画に拘束されるから、一部の当事者が合意したからといって法的整理手続を変更したりすれば、関係者の利害をそこなうことになる⁽⁵¹⁾。破産手続や再生手続などの法的整理を規定する倒産処理法は、当事者の意思よりも関係者の利害の調整に重きを置いた強行規定である⁽⁵²⁾。

一方、仲裁は相対する当事者が仲裁人に紛争の解決を委ねる意思と仲裁人の判断に服する意思、これらの当事者の二つの意思に基礎を置いた制度である。わが国仲裁法は、仲裁手続の準則や仲裁判断の基準、仲裁人の数など広く当事者の自由を認めており、仲裁は当事者自治原則あるいは私的自治に基づいている。

このように仲裁手続と法的整理はいわば水と油のような関係にある。したがって、破産手続開始後も仲裁の合意がそのまま有効であるとか、仲裁手続が法的整理の開始後も引き続き進行するとはかならずしもいうことができな

(49) 最一判平成18年12月21日民集60巻10号3964頁。

(50) 大阪地判昭和62年4月30日労民集38巻2号166頁は「破産管財人は、裁判所によつて選任され、裁判所の監督のもとに、総債権者に公平な満足を得させることを目的として、破産法に基づき固有の権限をもつて管財業務を執行する独立した法主体であつて、その権利行使は破産者の権利承継人または代理人としてするものでない」（カッコ内省略）と判示した。

(51) たとえば破産管財人と破産債権者間の相殺の合意を、特段の事情がない限り、無効とした最三判昭和52年12月6日民集31巻7号961頁を参照。

(52) アンセル教授は1983年の論文で「厳密な執行手続は私的な紛争解決手続と適合せず」、「法的整理手続は仲裁にたいする不信がある」としていた（P. Ancel, Arbitrage et procédures collectives, *Rev. arb.*, 1983, p. 255）。クレ教授も「倒産処理は公序に根ざし、仲裁は当事者の自由と個々の意思に基づき、本質的に敵対的な手続」としており（Th. Clay, Arbitrage et modes alternatifs de règlement des litiges, *D.* 2004, p. 3184）、時代は経ても倒産処理と仲裁の関係に変化がない。

い。倒産処理法には経済主体の行動様式の変化や財産・取引方法の変化・進展に伴って条文が改正され、運用が変更されるという経済政策・社会政策の性格もある。破産院の判例は、仲裁の合意という当事者の意思と倒産処理法という強行規定をどのように調整するかに腐心してきたことを示している。フランス破産院の判例は、当事者の仲裁合意を尊重しつつ、いったん問題が倒産債権ということになると法的整理手続によることとして、二つの手続のあいだの調整を図っている⁽⁵³⁾。コンペテンツ・コンペテンツの法理により仲裁廷の権限を認め、その一方、債権者の権利・財産権を侵害する手続である法的整理の場では、債権者の実質的利害が集約的に示される倒産債権の調査確定については、法的整理手続の優先を貫徹しているのは、その証左といえる。

わが国では仲裁手続と法的整理手続の競合はまれな事態であるが、フランスの数多くの判例は有益な先例となろう。

(53) Paris, 3 mars 1998 et 30 mars 1999, *Rev. arb.*, 2003, p. 207, note: Ph. Fouchard.